

令和元年度
「危険物荷卸し時相互立会い推進全国一斉キャンペーン」
実施要領

(公社)全日本トラック協会
タンクトラック・高圧ガス部会

1. 目 的

危険物の荷卸しに当たっては、混油、誤注入やオーバーフロー等の事故を防ぐため、荷卸しをする側、荷卸しを受ける側、双方の危険物取扱者が、危険物の注入口、油種、数量、タンクの在庫量等をしっかりと確認し、静電気による災害等を防止する措置を取った上で、行う必要があります。

また、こうした措置は、事故を未然に防ぐための義務として、消防法第13条第3項をはじめ、政令、消防庁からの通達等において、確実に実施するよう明記されています。

しかしながら、依然として、全国各地の危険物取扱所等において、危険物の荷卸し時における事故が後を絶たない状況にあり、こうした事故の発生は、荷卸しの際に、荷卸しをする側、荷卸しを受ける側、双方の危険物取扱者が立会い、事故防止のために必要な確認を行わなかったことが、大きな原因の一つと考えられています。

混油、誤注入やオーバーフロー等の事故は、ひとたび発生すると、直接・間接に大災害へとつながる恐れがあることから、事故防止対策を徹底することが、業界関係者に課せられた社会的使命となっています。

こうした観点から、本キャンペーンは、広く関係先に対し、危険物荷卸し時の相互立会いの必要性、重要性を周知し、危険物取扱所等における、確実な相互立会い実施の推進を目的とします。

2. 期 間

令和元年11月1日(金)から同年11月14日(木)まで

3. 共 催

石油連盟
全国石油商業組合連合会
公益社団法人全日本トラック協会

4. 協 賛

総務省消防庁

5. 実施者

各都道府県トラック協会 タンクトラック・高圧ガス部会

6. 重点実施事項

キャンペーンの啓発デザインを活用し、各地域の実情に応じた効果的な活動を展開する。

(1) 啓発チラシ等の作成

啓発チラシ等には、適宜、各都道府県トラック協会名(または部会名)を追加し、必要部数を作成する。

(2) 啓発チラシ等の配布

各部会員より、荷卸し先に対して啓発チラシ等を配布し、相互立会いへの理解・協力を呼びかける。

※(参考)啓発チラシをラミネート加工し、荷卸し先に対して提示することにより、相互立会いへの理解・協力を呼びかける方法もある。

(3) キャンペーンの展開

主な対象は「給油取扱所」(ガソリンスタンド)とするが、法規上の「立会い」は、工場、ホームセンター等の一般需要家に於いても適用されるため、極力全ての対象に対してキャンペーンを展開する。

(4) 荷主企業(石油元売り会社)との連携

荷主企業(石油元売り会社)より、各部会員に対してキャンペーンに関する指示があったときには、その指示を踏まえ連携を図る。

7. 付带的実施事項

その他可能な範囲において、各地域の実情に応じた活動を実施する。

<参考例>

- (1) 各都道府県トラック協会の会報誌やホームページへの掲載
- (2) 地元新聞、業界専門誌等への記事・広報の掲載
- (3) 効果評価の実施

※キャンペーン終了後、アンケート等により実施した効果の評価を行い、次回以降の効果的なキャンペーンの実施に活かすことなどが考えられる。

8. 石油類以外の危険物(高圧ガス、化成品等)に係る取組み

石油類以外(高圧ガス、化成品等)の危険物についても、荷卸し時における誤注入等の事故を防ぐため、別途作成した啓発デザインを用いた相互立会いの推進を行う。

9. 実施結果の報告

キャンペーン終了後、12月4日(水)までに別に定める様式により、実施結果を報告する。

以上